

第17回原子力委員会定例会議事録（案）

1. 日 時 1998年3月24日（火）10:00～11:20

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、本元委員
I T E R 計画懇談会 吉川座長
資源エネルギー庁原子力発電安全企画審査員
安藤統括安全審査官
（事務局等） 今村審議官、伊藤原子力調査室長
池本専門委員
核融合開発室長 柴田
広島安全審査管理官
核融合開発室 塩崎
核燃料規制課 森
資源エネルギー庁原子力発電安全企画審査員
足立、早川、黒田、石嶺、小山
原子力調査室 國嶋、松澤、杉本、新井

4. 議 題

- （1）I T E R 計画懇談会における論点の整理と今後の課題について
- （2）原子燃料工業株式会社東海製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）
- （3）九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（一覽修正）
- （4）藤家委員長代理の海外出張について
- （5）その他

5. 配布資料

- 資料1 懇談会における論点の整理と今後の課題について
付録Ⅰ エネルギー源の将来見通し
付録Ⅱ 核融合エネルギーの研究状況
付録Ⅲ I T E R の安全性等についての取り組み
付録Ⅳ 我が国の核融合エネルギー研究開発の基盤
資料2-1 原子燃料工業株式会社東海製造所における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
資料2-2 核燃料物質の加工の事業の変更許可申請の概要
資料3 九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について
資料4 藤家原子力委員長代理の海外出張について
資料5 第16回原子力委員会定例会議事録（案）

6. 審議事項

- （1）I T E R 計画懇談会における論点の整理と今後の課題について
議記の件について、I T E R 計画懇談会 吉川座長より資料1に基づき、平成10年3月4日（水）の第10回I T E R 計画懇談会において審議された後とりまとめられた旨、報告があった。
これに対し、
・I T E R 計画について3年延長したといっても時間はあまりない。早く検討を進めて、個人的には是非我が国に誘致する方向で進むことを期待する

- ・我が国には重要な国際機関等の誘致の実績がないし、また、条件的にも不利な面がある。我が国への誘致を考えるのであれば相当な努力が必要
 - ・国民が核融合に関心をもっていても、ITERの実像がはっきりしないため、国民に浸透していない。誘致については地球の活性化の観点が先行する傾向があるが、背景がエネルギー問題であることをはっきりさせて、国民にうまくアピールする方法を考えるべき
- (吉川座長より) 科学的な必然性と、国民生活の観点からの必然性の両面から検討することが大切。コンセンサス重視という日本のスタイルを維持させつつ国民の力を結集させる方策が必要。このための方法としては、論理的展開しかないのではないかと。私としては、エネルギーについての国際的なフォーラムが必要であること、国民一人一人が自分にとっての現実的問題として捉えられるよう導くことの2点を目指したい
- ・エネルギー政策においては、二者択一でなく多様なオプションが大切であり、核融合もその一つとして捉えるべき。また、将来に対する保険との捉え方は、不確実性に対してどのような現実的方策があるかという観点からも非常に重要
 - ・技術開発は技術の承継が大切であり、ITER計画の進め方についてこのタイミングで考え方を示してもらったのは大変有益。本試案の最後の6項目の検討事項は、原子力委員会としても対応し、1年後を目途にまとめていきたい
 - ・今回のように、座長試案をもとに議論を進めていく方法は、アカウンタビリティとリーダーシップの関係を両立させつつ進めていく観点からも新しい途を開くものであり、敬意を表したい。今後、アカデミアの経営参加という観点があってもよいと考える

等の委員の意見及び質疑応答があった。

(2) 原子燃料工業株式会社東海製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)

平成9年10月17日付け8安(核燃)第944号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第15条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基準に係る部分に限る。)に規定する基準の適用は妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注) 本件は、以下のような変更を行うものである。

- ① 作業の効率化のため、化学処理施設及び成型施設に容積制限値及び減速条件付きの質量制限値を追加する。
- ② 核的評価の見直しにより、被覆施設の核的制限値を変更する。
- ③ 燃料設計の多様化により、組立施設の核的制限値を変更する。
- ④ 原料であるウラン粉末の物性を調整するため、第1成型施設の粉末調整設備に篩別機を追加する。
- ⑤ 被覆施設の合理化及び検査工程の自動化を図るため、設備及び工程を変更する。
- ⑥ 酸化ウラン粉末及び二酸化ウランペレット貯蔵量の増加に対応するため、貯蔵方法を見直すことによって、最大貯蔵能力を変更する。
- ⑦ BWR型燃料ペレットの細径化に伴う二酸化ウランペレットの貯蔵方法の見直しによって、最大貯蔵能力を変更する。
- ⑧ 二酸化ウランペレット貯蔵量の増加に対応するため、ペレット貯蔵槽を新設する。
- ⑨ 原料搬入の効率化を図るため、原料貯蔵室1の出入口を拡張する。
- ⑩ 固体廃棄物の増加に伴い、処理能力約3500本(200リットルドラム缶換算)の廃棄物倉庫Ⅱを新設する。

(3) 九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(一紙補正)

平成10年3月19日付け平成09・08・20資源1号をもって通商産業大臣から通知のあった標記の件について、通商産業省より資料3に基づき説明がなされ、

引き続き審議することとした。

注) 本件は平成9年12月17日付経平政09・08・20資第1号をもって諮問を受けた係記申請について、申請書の本文及び添付書類の記述の適正化を図るため、一部補正を行うものである。

(4) 経家委員長代理の海外出張について

係記の件について、事務局より資料4に基づき、経家委員長代理が1998年3月24日(火)から3月30日(月)までの7日間、日中両国の原子力を巡る動向や今後の協力の方針等についての意見交換、奥山原子力発電所の視察等を行うため海外出張する旨、説明があった。

(5) 議事録の確認

事務局作成の資料5第16回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。